㈣	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興対策実施地域内において行われるもののうち同条第一項各号のいずれかに該当するもの（次項の表㈣に規定するものを除く。）	十分の六に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあっては十分の六、調整指数が一・一七以上である場合にあっては十分の七）
㈤	令第一条第二項に規定する一般国道の改築で奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内において行われるもののうち令第一条第一項各号のいずれかに該当するもの	十分の七

第一条第二項を次のように改める。

2　令第一条第二項に規定する一般国道の改築で特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十八号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

事業の区分	調整指数	国の負担の割合
㈠ 令第一条第二項に規定する一般国道の改築（㈡から㈣まで及び前項の表㈤に規定するものを除く。）	一以下である場合	十分の五・五
	一・〇以上一・〇九以下である場合	十分の六を当該調整指数で除して得た割合
	一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五を当該調整指数で除して得た割合
	一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七を当該調整指数で除して得た割合
㈡ 令第一条第二項に規定する一般国道の改築で同条第一項各号のいずれかに該当するもの（㈣及び前項の表㈤に規定するものを除く。）	一以下である場合	十分の五・五
	一・〇以上一・〇九以下である場合	十分の六
	一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の六・五
	一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七
㈢ 令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興対策実施地域内において行われるもののうち同条第一項各号のいずれかに該当するもの（㈣に規定するものを除く。）	一以下である場合	十分の六
	一・〇以上一・〇九以下である場合	十分の六・五を当該調整指数で除して得た割合
	一・一〇以上一・一八以下である場合	十分の七を当該調整指数で除して得た割合
	一・一九以上一・二五以下である場合	十分の七・五を当該調整指数で除して得た割合
㈣ 令第一条第二項に規定する一般国道の改築で離島振興対策実施地域内において行われるもののうち同条第一項各号のいずれかに該当するもの	一以下である場合	十分の六
	一・〇以上一・〇九以下である場合	十分の六・五
	一・一〇以上一・二五以下である場合	十分の七

第一条第三項中「第一項」を「前二項」に改める。

（道路の修繕に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数」を削り、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表を次のように改める。

事業の区分	国の補助の割合
㈠ 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕（㈡から㈣まで、次項及び第三項に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一以下である場合にあっては十分の五・五）
㈡ 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で道の区域内において行われるもの（次項並びに第三項の表㈡及び㈢に規定するものを除く。）	十分の五・五に調整指数を乗じて得た割合（調整指数が一・〇九以下である場合にあっては十分の六）
㈢ 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で沖縄県の区域内において行われるもの	十分の八
㈣ 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域内において行われるもの	十分の七

第二条第二項を次のように改める。

2　令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下単に「離島振興対策実施地域」という。）内において行われるもの（次項の表㈢に規定するものを除く。）に要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる調整指数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

調整指数	国の補助の割合
一以下である場合	十分の六
一・〇一以上一・一六以下である場合	十分の六に当該調整指数を乗じて得た割合
一・一七以上一・二五以下である場合	十分の六に当該調整指数を乗じて得た割合（市町村が行う場合にあっては十分の七）

第二条第三項を次のように改める。

3　令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項第十八号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。